

## 【減免額の限度額の設定】

### 〔自動車税〕

#### 限度額

心身に障がい等のあるかたや、生計を一にするかたが所有し、心身に障がい等のあるかたのために使用される自動車については、45,000円(又は23,000円)が限度額となります。

#### \* 通院等のために週1回又は2回使用される場合

#### 総排気量

(本来の年税額・自家用自動車)

#### 上限額

23,000円

1.5ℓ超～2ℓ以下 (税額39,500円)	23,000円	16,500円 (39,500円 - 23,000円)
2ℓ超～2.5ℓ以下 (税額45,000円)	23,000円	22,000円 (45,000円 - 23,000円)
2.5ℓ超～3ℓ以下 (税額51,000円)	23,000円	28,000円 (51,000円 - 23,000円)
3ℓ超～3.5ℓ以下 (税額58,000円)	23,000円	35,000円 (58,000円 - 23,000円)

← 減免額 →      ← 負担していただく額 →

通院等のために週3回以上使用される場合又は生業のために使用される場合の上限額は、45,000円となります。

### 〔自動車取得税〕

#### 限度額

心身に障がい等のあるかたや、生計を一にするかたが所有し、心身に障がい等のあるかたのために使用される自動車については、250万円(又は150万円)に税率を乗じて得た額が限度額となります。

心身に障がい等のあるかたのために、特別の仕様により製造された自動車や一般の自動車に同種の構造変更が加えられた自動車については、構造変更部分の価額に税率を乗じて得た額を併せて減免します。(例：車椅子の昇降装置・固定装置、浴槽等)

#### \* 通院等のために週1回又は2回使用される場合

取得価額300万円の自家用乗用車の場合

$$\text{取得価額} 300 \text{万円} \times \text{税率} 5\% - (\text{上限額} 150 \text{万円} \times \text{税率} 5\%) = \underline{75,000 \text{円}} \quad (\text{負担していただく税額})$$

300万円の自動車に、100万円の構造変更を加えた自家用乗用車を取得した場合  
(取得価額は400万円)

$$\text{取得価額} 400 \text{万円} \times \text{税率} 5\% - (\text{構造変更費用} 100 \text{万円} + \text{上限額} 150 \text{万円}) \times \text{税率} 5\% = \underline{75,000 \text{円}} \quad (\text{負担していただく税額})$$

通院等のために週3回以上使用される場合又は生業のために使用される場合の上限額は、250万円に税率を乗じて得た額となります。